

令和 7 年 4 月 21 日

障害児通所支援事業所 管理者 様  
障害児入所施設 管理者 様

名古屋市子ども青少年局  
子育て支援部子ども福祉課長

令和 6 年度民間児童養護施設等給食費に係る物価高騰対応支援補助  
(障害児) の実施について (令和 7 年 4 月 21 日受付開始)

日頃より、本市の障害福祉行政にご理解とご協力をいただき、誠に  
ありがとうございます。

本市では、物価高騰の影響を受けている施設・事業所の負担を軽減  
し、安定的にサービスを提供できるよう支援するため、下記のとおり  
物価高騰対応支援金を支給することといたしましたので、お知らせし  
ます。

#### 記

#### 1 対象事業所等

市内に所在する民間の児童福祉法に基づく障害児通所支援事業所  
及び障害児入所施設

#### 2 交付の条件

- (1) 令和 6 年 4 月 1 日時点において、名古屋市内の事業所等で、利  
用者に対するサービス提供を実施していること。
- (2) 事業所を利用する児童に対して、給食を継続的に実施してい  
ること。
- (3) 事業者が利用者へ提供する食事に係る食材費の全部又は一部を  
負担していること。
- (4) 支援金を物価高騰の影響を受けつつもサービスの質を維持する  
ための経費に活用すること。

#### 3 支援金の交付額

障害児入所施設 (60 円 × 給食提供延数) - (9,900 円 × 定員数)  
障害児通所支援施設 (60 円 × 給食提供延数) - (3,300 円 × 定員数)

※ただし、給食提供延数については、令和 6 年 4 月 1 日から令和 7  
年 3 月 31 日の期間に提供した数とし、定員数については、令和 7 年 3  
月 1 日時点における定員数とする。なお、当該金額が 0 円以下となる  
場合には、支給しない。

#### 4 交付の申請

##### (1) 申請方法

市指定の申請書（ウェルネットなごやに掲載）に必要事項を記載し、法人ごとに取りまとめのうえ、子ども福祉課へ電子メールにて申請してください。

【Email】[a2520-02@kodomoseishonen.city.nagoya.lg.jp](mailto:a2520-02@kodomoseishonen.city.nagoya.lg.jp)

ア 交付申請書

※本市に口座登録をしていない法人については、以下も提出が必要。

イ 振込先の口座情報のわかるものの写し（通帳のコピーなど）

##### (2) 申請提出期限

令和7年5月9日（金）まで

#### 【担当】

名古屋市子ども青少年局  
子育て支援部子ども福祉課  
電話：052-972-3187